

参考：確認申請書（第三面 18.）、計画変更確認申請書（第三面 18.）、完了検査申請書第三面 18.）に設けられた経過措置の適用の有無の記載欄の施工日直後の記載方法について

	法施行日（令和 7 年 4 月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
①		確認：審査しない 検査：検査しない	—
②		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載
②'		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用
③		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
④		確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

以下、様式に記載する際の留意点

第十九号様式（第四条、第四条の四の二関係）

②

<記載例> **完了検査申請書**
(第三面)

申請する工事の概要

【11. 備考】
建築基準法施行令第 4 3 条第 1 項及び第 4 6 条第 4 項の経過措置の適用有り

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）

②'

<記載例> **計画変更確認申請書（建築物）**
木造軸組
(第三面)

【18. 建築基準法施行令第 4 3 条第 1 項及び第 4 6 条第 4 項等の経過措置の適用】
【イ. 適用の有無】 ☒有 ☐無
【ロ. 適用があるときは、その区分】
☒建築基準法施行令第 4 3 条第 1 項及び建築基準法施行令第 4 6 条第 4 項
☐その他

・令第 43 条（壁量）又は令第 46 条（柱の小径）のいずれかのみ経過措置の適用は不可

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）

③

<記載例> **確認申請書（建築物）**
(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【18. その他必要な事項】
建築基準法施行令第 4 3 条第 1 項及び第 4 6 条第 4 項の経過措置の適用有り

・あらかじめ施行日後に確認済証を交付することが明らかな場合は、申請時に記載
・申請後（審査期間中）に明らかになった場合は、申請者が手書きで追記する対応も考えられる

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）

④

<記載例：> **確認申請書（建築物）**
木造軸組
(第三面)

【18. 建築基準法施行令第 4 3 条第 1 項及び第 4 6 条第 4 項等の経過措置の適用】
【イ. 適用の有無】 ☒有 ☐無
【ロ. 適用があるときは、その区分】
☒建築基準法施行令第 4 3 条第 1 項及び建築基準法施行令第 4 6 条第 4 項
☐その他

・令第 43 条（壁量）又は令第 46 条（柱の小径）のいずれかのみ経過措置の適用は不可

※建築計画概要書（第二面 20.）についても、同様とする。